

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項に基づき、体育施設等に係る使用料の徴収及び収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

いわき市長 内田 広之

1 体育施設等の名称及び委託先

施設名	委託先		
	名称	代表者	住所
いわき市立総合体育館 いわき市立陸上競技場 いわき市平テニスコート いわき市平野球場 いわき市立いわき弓道場 いわき市いわき市民プール	一般財団法人 いわき市公園緑地観光公社	佐竹 望	いわき市 常磐湯本町上浅貝110番地の33
いわき市立小名浜武道館 いわき市小名浜野球場	いわき市 小名浜地区体育協会	坂本 満恵	いわき市 小名浜愛宕上7番地の2
いわき市立平体育館 いわき市平市民運動場 いわき市立南部アリーナ いわき市立勿来体育館 いわき市南部テニスコート いわき市南部スタジアム いわき市勿来市民運動場 いわき市立関船体育館 いわき市立関船弓道場 いわき市常磐市民運動場	トーホク装美株式会社	高木 宗保	いわき市 平中神谷字大年1番地の3
いわき市立内郷コミュニティセンター いわき市内郷市民運動場	いわき市 内郷地区体育協会	佐藤 雅春	いわき市 内郷綴町大木下28番地の1
いわき市立新舞子体育館 いわき市新舞子テニスコート いわき市新舞子多目的運動場 いわき市新舞子フットボール場	常光サービス株式会社	野崎 裕康	いわき市 小名浜諏訪町11番地の1

2 委託理由 使用料の徴収及び収納事務を委託することにより、利用者の便宜を図る

3 指定及び委託日 令和8年4月1日

4 委託期間

委託先	委託期間
一般財団法人いわき市公園緑地観光公社 いわき市小名浜地区体育協会 いわき市内郷地区体育協会 トーホク装美株式会社 常光サービス株式会社	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで